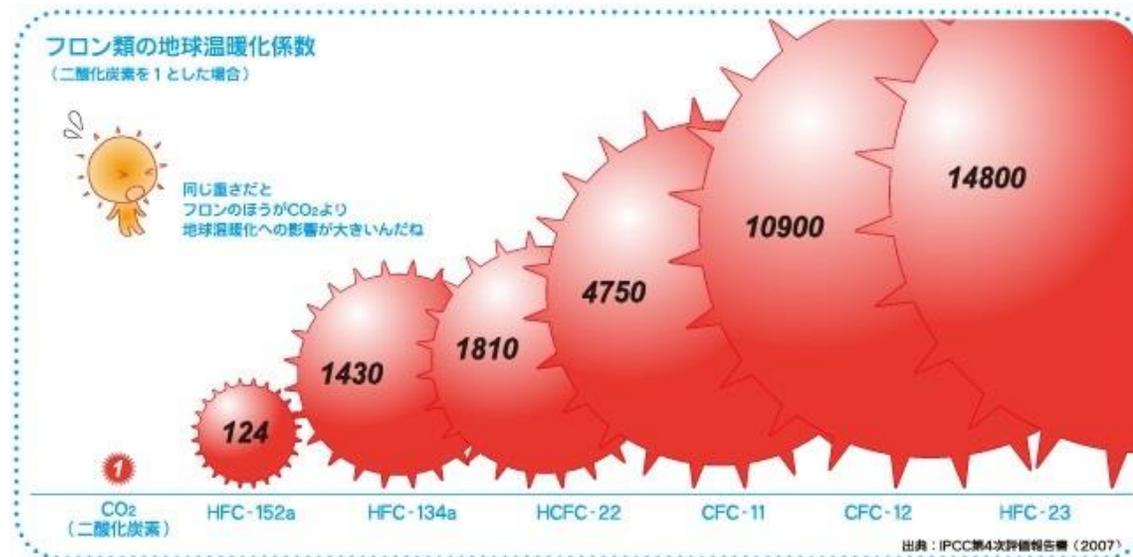
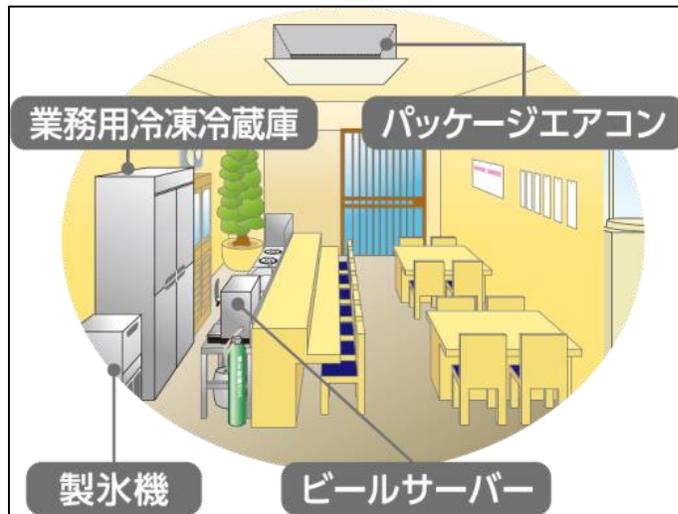

フロン排出抑制法について

埼玉県環境部大気環境課規制・化学物質担当

フロン類について

- フロン類は、冷凍空調機器の冷媒等で広く使用されている化学物質（種類により、オゾン層破壊物質、温室効果ガス）です。
- フロン類は、化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体への毒性が小さいといった性質を持っており、エアコンや冷凍冷蔵庫などの冷媒として使用されています。
- 化学的には、炭素とフッ素の化合物、フルオロカーボンの総称です。塩素や水素を組み合わせたC F C（クロロフルオロカーボン）やH F C（ハイドロフルオロカーボン）など、様々な種類があります。
- フロン類は非常に強力な温室効果能力を持っています。



法律の対象機器 = 「第一種特定製品」とは

○「第一種特定製品」とは、**業務用の空調機器**（エアコンディショナー）及び**冷凍冷蔵機器**であって、**冷媒としてフロン類が使われているもの**をいいます。

フロン類を回収後も第一種特定製品として取り扱う必要があります。

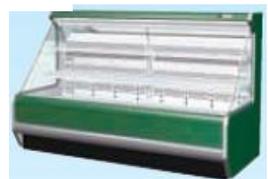
○「業務用」とは、製造メーカーが**業務用として製造・輸入している機器**です。

使用目的が業務用であっても、製造メーカーが家庭用として販売している場合がありますので、事前に製造メーカーにお問い合わせ下さい。

第一種特定製品



業務用エアコン



冷凍冷蔵ショーケース



定置型冷凍
冷蔵ユニット



ターボ式冷凍機

等

機器に貼ってある
ステッカーで確認

フロン排出抑制法 第一種特定製品

フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
この製品を廃棄・整備する場合には、フロン類の回収が必要です。
フロン類の種類及び量は、下記に記載。

冷媒	HFC R134a 130g
製品質量	50kg
設置	屋内用



※以下の製品は第一種特定製品には含まれません。

カーエアコン



家庭用製品



冷媒がフロン類でない製品

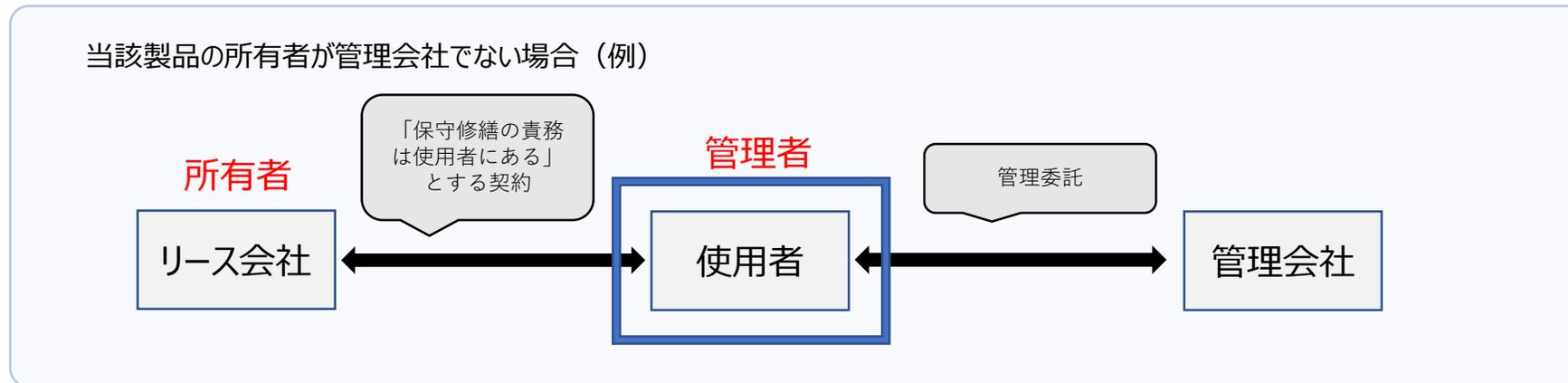


出典：
環境省資料



第一種特定製品の管理者と充填回収業者とは

- 原則として、**第一種特定製品の所有者が管理者**となります。
例外に、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされているリース契約等の場合は、その者が管理者となります。



- 廃棄等実施者は**廃棄等を行おうとする者**で、原則として管理者が該当します。
自ら又は他の者に委託して**第一種フロン類充填回収業者**に、フロン類を引き渡さなければなりません。
- ※ 廃棄物処理法の排出事業者との違いに注意
- 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備や廃棄時に、フロン類を充填または回収するにあたり、**都道府県知事の登録を受けたもの**。



特定解体工事元請業者とその責務

○ 特定解体工事元請業者

建物等の解体工事を発注しようとする第一種特定製品の管理者（発注者）から
直接解体工事を請け負う建設・解体業者。

○ 特定解体工事元請業者の責務

① 第一種特定製品の事前確認

建設・解体業者は、解体する建物において第一種特定製品の有無を**事前確認**し、その結果を**書面**で発注者に説明してください。**その書面の写しを3年間保存。**

② フロン類の回収の依頼

フロン類の回収を**充填回収業者**に依頼してください。

（※工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した（委託確認書の交付を受けた）場合）

③ 機器の引渡し

フロン類が回収されたことを確認し、**廃棄物・リサイクル業者**に機器を引渡してください。

※引取証明書等によりフロン回収済みであると確認できない場合、その機器の引き取りは拒否されます！



①第一種特定製品の事前確認

○ 建物を解体する際には**第一種特定製品が設置されていないことが明らか**である場合を除き、

必ず第一種特定製品があるかを**事前に**確認します*。

⇒ 確認した結果は、**書面**で発注者に説明する必要があります。

書面は工事発注者（原本）と工事元請業者（写し）がそれぞれ**3年間保存**する必要があります。

※機器が無かった場合も、その結果を書面で報告します。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
第一種特定製品事前確認結果説明書

交付年月日 年 月 日
※交付の日から3年間保存

(特定解体工事発注者)
氏名又は名称
住所

(特定解体工事元請業者)
氏名又は名称
住所

責任者氏名: 印
電話番号:

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第42条第1項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。

解体工事の名称: _____
解体工事の場所: _____

第一種特定製品（フロン類を使用する業務用冷凍空調機器）の設置の有無		
	自認あり	自認なし
フロン類回収済み エアコンディショナー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
冷凍機器及び冷蔵機器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※以下、発注者と元請業者との間で、本表・フロン類回収済みの引取前書等の引取前書の交付
引取前書の交付、引取前書が実施
フロン類回収済みの引取前書の交付
の建築物廃棄等への交付
フロン類回収済みの引取前書の交付
の建築物廃棄等への交付
フロン類回収済みの引取前書の交付
の建築物廃棄等への交付

※以下、発注者と元請業者との間で、本表・フロン類回収済みの引取前書等の引取前書の交付
引取前書の交付、引取前書が実施
フロン類回収済みの引取前書の交付
の建築物廃棄等への交付
フロン類回収済みの引取前書の交付
の建築物廃棄等への交付

※以下、発注者と元請業者との間で、本表・フロン類回収済みの引取前書等の引取前書の交付
引取前書の交付、引取前書が実施
フロン類回収済みの引取前書の交付
の建築物廃棄等への交付
フロン類回収済みの引取前書の交付
の建築物廃棄等への交付

※以下、発注者と元請業者との間で、本表・フロン類回収済みの引取前書等の引取前書の交付
引取前書の交付、引取前書が実施
フロン類回収済みの引取前書の交付
の建築物廃棄等への交付
フロン類回収済みの引取前書の交付
の建築物廃棄等への交付

記入事項

- 書面の交付年月日
- 特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所
- 特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所
- 特定解体工事の名称及び場所
- 第一種特定製品の設置の有無の確認結果

事前確認書（例）

（出典）日本冷媒・環境保全機構



②フロン類の回収の依頼（フロン類が未回収の場合）

- 発注者から、フロン類が未回収の機器の処分を依頼された場合、以下の2種類の方法があります。

A) 自分でフロン類の回収を委託

- 工事の発注者から**委託確認書**をもらい、フロン類の回収を**充填回収業者に**依頼してください。
- 充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、**3年間保存**します。廃棄物・リサイクル業者に廃棄する機器を引き渡すときには、**引取証明書の写し**を渡します。

B) 発注者にフロン類の回収の委託を依頼

- 工事の**発注者**に対し、発注者自ら（もしくは第三者に委託して）フロン類の回収を**充填回収業者に**依頼するよう伝えてください。
- その後はAと同様、工事発注者から**引取証明書の写し**をもらい、廃棄物・リサイクル業者に機器とともに渡します。



③機器の引渡し

- 工事元請業者が、フロン類を回収済みの第一種特定製品の処分を委託する場合、工事発注者からフロン類が回収済みであることを示す**「引取証明書」の写し**をもらってください。
- **廃棄物・リサイクル業者に引取証明書の写し**を添えて機器を引き渡します。

**※引取証明書の写しがないと、
廃棄する機器の引取りを拒否されます！**

引取証明書 (例)
(出典) 日本冷媒・環境保全機構

罰則規定（特定解体工事元請業者）

- 責務を果たさず**フロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金**に処せられます。
- **工事元請業者は、都道府県の指導監督（報告徴収・立入検査等）の対象**となりました。

事案概要

- 八王子市の解体工事現場において、エアコンに冷媒として充填されているフロンを大気中に放出させたなどとして、建物解体業者の代表取締役と社員、自動車販売会社の社員計3人と、法人としての両者をフロン排出抑制法違反の疑いで令和3年11月に東京地方検察庁立川支部へ書類送致
- 改正フロン排出抑制法施行後の事件化は**全国初**

違反内容

- (1) 自動車販売会社
 - **フロン回収を委託する際に法令で定められた委託確認書を交付しなかった疑い**
法第43条第2項違反（委託確認書不交付）
罰則：第105条第2号の規定により30万円以下の罰金
- (2) 建物解体業者
 - エアコンに充填されている**フロンガスを回収しないまま重機で取り外し、フロンガスを大気中に放出させた疑い**
法第86条違反（みだり放出）
罰則：第103条第13号の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



フロン排出抑制法について

- 埼玉県 フロン排出抑制法について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/furon/furon-kaishuu.html>

- 環境省 フロン排出抑制法（令和2年4月改正法施行）

<https://www.env.go.jp/earth/earth/24.html>

- 環境省 フロン排出抑制法ポータルサイト

<https://www.env.go.jp/earth/furon/>

- 経済産業省 フロン排出抑制法の概要

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/law_furon_outline.html

～ 本講義に関するの問合せ先 ～

埼玉県 大気環境課 規制・化学物質担当 （TEL：048-830-3058）

